

# 業務部速報

No. 21

発行 12. 10. 31

JR東労組 業務部

申6号

ハツ田富男さん、小黒加久則さんの即時職場復帰を求め、  
団体交渉を行なう!!

## 【会社回答】

本判決では、確定した刑事事件判決において「罪となるべき事実」として認定された原告らの各加害行為とその責任が認められており、よって原告らには懲戒事由があると判断されている。さらに、懲戒処分に至る会社の手続についても、適正な手続を経ており、なんら誤りがなかったことが本判決において認定されているところである。

本件は、職場内において強要罪と評価されるような著しい規律紊乱行為が行われたものであり、職場規律、会社の信用失墜に係わる重大な問題であることは明白であるから、両名に対する懲戒解雇処分を無効とした本判決の判断は、権利濫用の法理の適用を誤った違法なものである。したがって、会社は直ちに控訴を提起し、仮執行停止決定を得たものであり、控訴審において是正されるべきものと確信している。

よって、現時点において、両名を職場に復帰させる考えは無い。

**怒**人間尊重企業はどこへいった!!!

一審判決を基に懲戒解雇を行った以上、一審判決に基づき復職させるべきだ!!

**会社** 一審判決は会社としては承服しがたく、判決に従った対応をとる考えはない。一審判決に基づく懲戒解雇処分は、刑事判決で認定された事実と評価を踏まえ会社として判断したものであり、刑事一審判決と民事一審判決の判断は、一緒にできない問題。会社の判断である。

解雇無効を決定した裁判所の判断は間違っているということか?

**会社は一審判決を守れ!**

**会社** そうだ。刑事判決が認定した罪となるべき事実を根拠に懲戒解雇を行ったものであり、会社の判断は間違っていない

**対立!**

判決文では二人の功績を解雇無効の理由としているが、その認識と評価は?

**会社** 功績の評価について争うつもりはない。表彰を受けた事実はあるが、「罪となるべき事実」の認定に基づき懲戒解雇しているものであり、刑事判決の判断の方が重い。

**対立!**

判決文に書かれている二人の行為は事実誤認であり、二人の意見を聞き会社は調査すべきだ。事実ではないから、二人には会社に貢献したことしか残らない。ハツ田、小黒両氏に対して、判決に従い早期職場復帰を強く求める!!

**対立!**

**会社** 現時点においては復帰させる考えはないし、判決は是正されるべきものであると考えている。



**懲戒解雇撤回に向け、  
美世志会と共に闘おう!**